

国民体育大会の参加資格について【成年種別】

(地区予選会、北信越国体含む)

監督・選手配付用

長野県から出場するには、下記の3つのいずれかの条件で出場できます

居住地を示す現住所

○当該大会開催年4月30日以前から住所を有し、しかも日常生活をしている所を示す。大会参加時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること
「住所を有し」とは、長野県に住民に関する届け(住民票)等あることをいう。
「大会参加時」とは本大会終了時を指す。

勤務地

当該大会開催年4月30日以前から大会参加時まで、引き続き雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。(住民票の有無は問わない)

ふるさと
所定方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
(地区予選会から参加する年ごとに申請をする)

同一大会において、長野県及び他県の予選会等両方に出場することはできません。

前年度又は前々年度において他県から参加した者は、長野県から地区予選も含め2大会以上の間を置かないと出場できません。(例外) 新卒者・ふるさと・結婚等

ふるさと選手登録(長野県内の中学校又は高等学校を卒業したことが条件)

- 1度「長野県」に登録すれば、他の県を「ふるさと」登録することはできない。(1都道府県のみ登録できる)
- 原則として、ふるさと選手制度の活用は、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までです。
- 毎年、申請が必要
- 長野県から「所在地」又は「勤務地」として出場資格があっても「ふるさと」登録をして出場できます。
- 水泳競技は別途実施要項参照

【回数は2回まで】の解釈

- 継続して登録すれば、何年でも出場できます。
- 1年間登録がなかった場合(地区大会も不参加)は、次年度登録すれば、継続となります。
- 登録後、2大会連続登録がなければ、1回の権利が終了します。
- 登録後、他県出場又は長野県に戻ってきて「所在地」又は「勤務地」として大会(県内大会も含む)に参加すると1回の権利は終了します。

○県内に戻ってきても、今後転勤等で県外に出る可能性がある人は(長野県から出場希望がある場合)、そのまま継続して「ふるさと」登録をして出場することを薦めます。

(例)

65回	66回	67回	68回	69回	70回	71回	72回
ふるさと	未登録	未登録	ふるさと	ふるさと	ふるさと	未登録	ふるさと
1回目①	2回目①	2回目②	2回目③	...	2回目④

65回	66回	67回	68回	69回	70回	71回	72回以降ふるさとでは出場不可
ふるさと	ふるさと	他県	ふるさと	ふるさと	未登録	未登録	
1回目①	1回目②	...	2回目①	2回目②	

65回	66回	67回	68回	69回	70回	71回以降ふるさとでは出場不可	
ふるさと	ふるさと	長野県	ふるさと	ふるさと	長野県		
1回目①	1回目②	居住地	2回目①	2回目②	勤務地		

がんばれ！長野



問合せ：公益財団法人長野県体育協会
026-235-3483

